

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

平成30年 5月
農林水産省

I 趣旨

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとするほか、底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は、農地転用に該当しないこととする等の措置を講ずる。

II 法律の概要

1 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- (1) 共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長する。(第18条第3項第4号)
- (2) 共有者不明農地（共有に係る農地であって、共有持分の2分の1以上を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。）に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例を、以下のとおり創設する。
 - ① 市町村長は、農用地利用集積計画を定める場合において共有者不明農地がある場合は、農業委員会に対し探索を要請できるものとする。農業委員会が行う探索については、その方法を政令で明確化する。(第21条の2)
 - ② 農業委員会は、探索を行ってもなお2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合には、知っている共有者の全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。(第21条の3)
 - ③ 公示の結果、不確知共有者が一定の期間内に公示に係る事項について異議を述べなかった場合には、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。(第21条の4)

2 農地法の一部改正

- (1) 農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たっての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化する。(第32条第2項及び第3項)
- (2) 都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を20年に延長する。(第39条第3項)
- (3) 農作物栽培高度化施設（農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であって周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を、農地転用に該当しないものとして取り扱えるよう、所要の規定の整備を行う。(第43条及び第44条)

III その他

- (1) 本改正法は、公布の日から起算して6月以内（政令で定める日）に施行する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

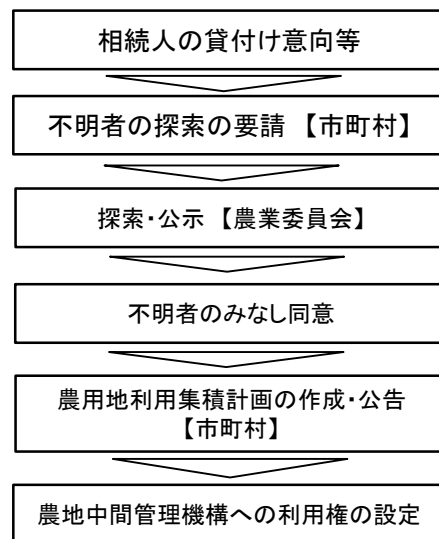
背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)



2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

【環境制御システムの導入】

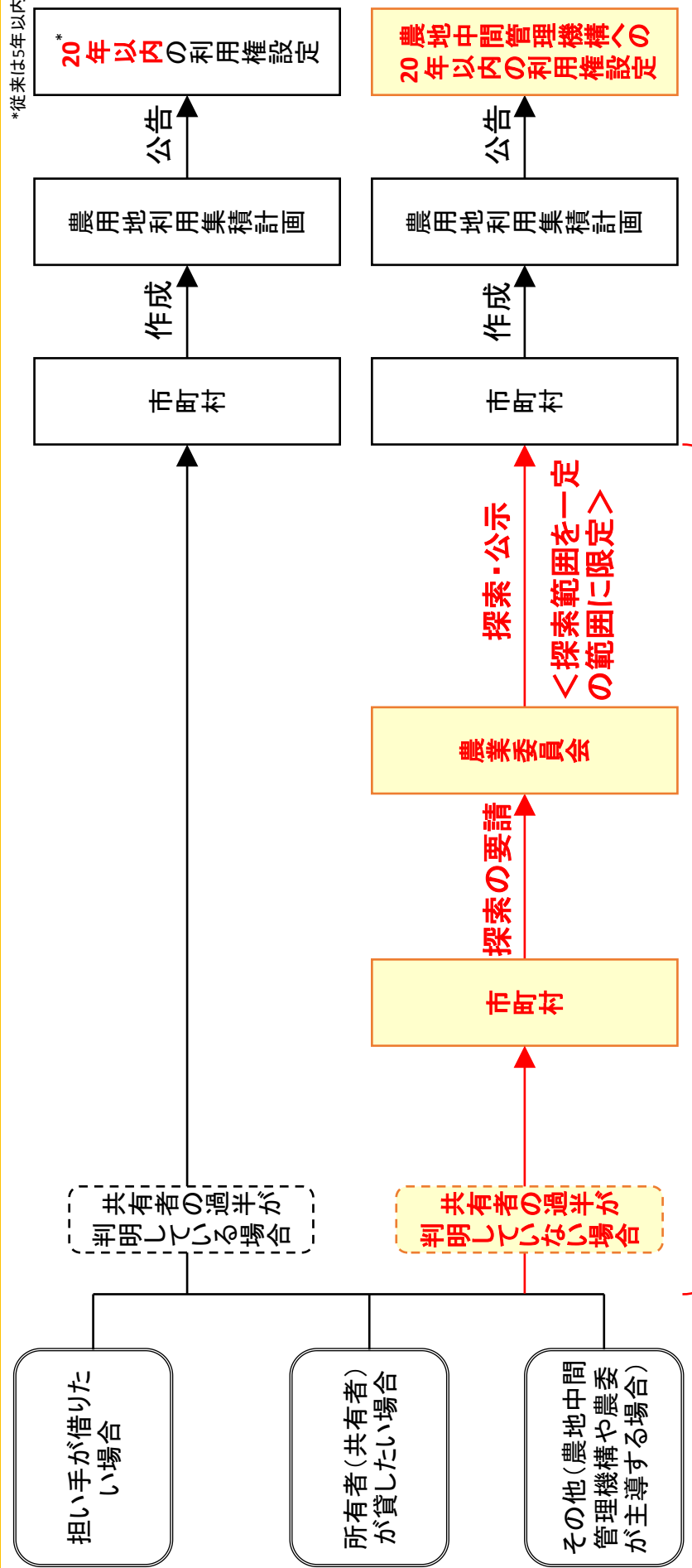


施行期日

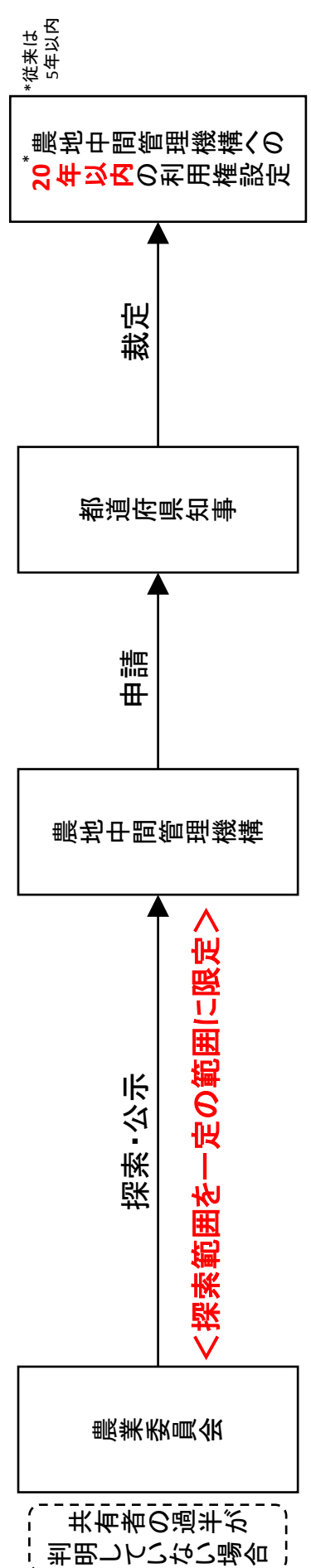
公布の日から起算して6月以内で政令で定める日

○ 所有者不明農地の活用のための新制度（フロー図）

赤字：新制度にて措置



農地
《農業経営基盤強化促進法》



遊休農地
《農地法》